安全保障理事会決議 1998 (2011)

2011年7月12日、安全保障理事会第6581回会合にて採択

安全保障理事会は、

武力紛争により影響を受ける子どもの保護に対処するための包括的枠組に寄与する、1999 年8月 25日の 1261 (1999)、2000 年8月 11日の 1314 (2000)、2001年11月 20日の 1379 (2001)、2003年1月 30日の 1460 (2003)、2004年4月 22日の 1539 (2004)、2005年7月 26日の 1612 (2005) および 2009年8月4日の 1889 (2009)の安保理諸決議および全ての関連する安保理議長諸声明を再確認し、

国際の平和および安全の維持のためのその主要な責任並びに、これに関連して、子どもに関する武力紛争の広範囲の影響に対処する安保理の公約をくり返し表明し、

武力紛争の全ての当事者に対し、児童の権利に関する条約および武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書、並びに 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約およびその 1977 年の追加議定書に含まれるものを含む、武力紛争における子どもの保護のための彼らに適用される国際法の下での義務を厳格に遵守することを求め、

紛争当事者が、刑事責任の免除により武力紛争における子どもの権利と保護に関して適用される国際 法の関連規定に違反し続ける場合に、懸念される状況において現場での進展がないことに深い懸念を残 しつつ、安保理決議 1612 (2005) および 1882 (2009) の履行が、子どものその家族と社会への解放 と再統合における、また時間を限った行動計画に関する履行についての国際連合国家レベル・タスク・ フォースと武力紛争の当事者とのより組織的な対話とに帰着する、進展を生み出したことを確認し、

武力紛争により影響を受けている全ての子どもたちに保護と救済を提供する政府の主要な役割を強調し、監視および報告手続の枠組内で国際連合機関により遂行された全ての行動は、国の政府の保護の役割と社会復帰の役割を支援し、適切な場合には、補完するように意図されなければならないことをくり返し表明し、

武力紛争下の子どもの保護は、紛争を解決するための包括的戦略の重要な側面とされるべきことを確信し、

刑事責任の免除を終らせおよびジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪並びにその他の子どもに対する甚だしい犯罪に関し責任ある者を訴追する国家の責任を想起し、

刑事責任の免除を終わらせるために、武力紛争の状況下における子どもに対する犯罪容疑者が、国内の司法制度および、適切な場合には、国際的司法制度並びに混合刑事裁判所および法廷を通して、訴追されるものとする必要性を強調し、

国際刑事裁判所のローマ規程の関連条項にも留意し、

2011年5月11日の事務総長報告書(A/65/820-S/2011/250)を審議し、本決議は、事務総長報告書に 言及されている状況が、ジュネーブ諸条約およびその追加議定書の文脈における武力紛争か否か、に関 して何らかの法的判断を求めるものでもなく、またかかる状況下で関与する非政府団体の法的地位を損 なうものでもないことを強調し、

適用可能な国際法に違反して、学校および/または病院並びにそれらに関連して保護される人に対する 攻撃および攻撃の脅威並びに攻撃や攻撃の脅威の結果として武力紛争の状況における学校や病院の閉 鎖について深い懸念を表明し、また武力紛争の全ての当事者に対し、そのような攻撃や脅威を直ちに止 めることを求め、

武力紛争下の子どもに関する「緊急事態の下での教育への権利」に関する国連総会決議 (A/RES/64/290) の条項を想起し、

児童の権利に関する条約の第 28 条が、機会の平等を基礎としてこの権利を漸進的に達成することを 目的として、児童の教育に対する権利を認識し同条約の締約国の義務を定めることに留意し、

- 1. 武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用、並びに武力紛争の当事者による子どもたちの再勧誘、 殺害と傷害、レイプおよびその他の性的暴力、拉致、学校や病院への攻撃、人道的アクセスの拒否に 関係する適用可能な国際法のあらゆる違反並びに武力紛争の状況下で子どもに対して実行されたそ の他の国際法違反を強く非難する。
- 2. 監視および報告手続は、決議 1612 (2005) 第2項に定められた原則に従って子どもと武力紛争の事務総長報告書添付資料 I および添付資料 II (以下「添付諸資料」) に記載された状況において実施され続け、並びにその設立と実施は安保理の議題にある状況を含めるか否かの安全保障理事会による決定を損なうか暗示するものではないことを再確認する。
- 3. 決議 1379 (2001) 第 16 項を想起し、また事務総長に対し、適用される国際法に違反して、以下の 事柄に、従事している武力紛争の当事者を、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付諸資料 にも含めることを要請する。
 - (a) 学校および/または病院へのくり返される攻撃
 - (b) 子どもに対して行われる全ての他の違反と虐待を考慮に入れつつ、武力紛争の状況下の学校および/または病院に関係して保護される人に対するくり返される攻撃または攻撃の脅威並びに本項は、安保理決議 1379 (2001) の第 16 項に定められた条件に従った状況に適用されることに留意する。
- 4. 武力紛争の当事者に対し、教育および保健サービスへの子どものアクセスを妨げる行動を自制することを促し、また事務総長に対し、国際人道法に違反して、特に学校および病院を軍事的に利用する

こと並びにその攻撃および/または教師と医療従事者の誘拐を監視しまた報告することを続けるよう要請する。

- 5. 子どもと武力紛争事務総長特別代表を通して、事務総長に対し、彼の定期報告書の添付諸資料に含まれるかもしれない当事者によって子どもに対して行われた違反や虐待に関し、早い機会から関係政府と適切な情報交換を行い対話を維持することを招請する。
- 6. 武力紛争のいくつかの当事者が、適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用を停止するため の時間を限った具体的行動計画を、彼らが準備し実施するという安保理の求めに対応したことに留意 しつつも、
 - (a) まだ適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用および子どもの殺害と傷害並びに子どもに対するレイプおよびその他の性的暴力を停止するための行動計画を準備し実施することをまだしていない、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付諸資料に記載された武力紛争当事者に対し、これ以上の遅滞なく、そのようにする安保理の求めをくり返し表明する。
 - (b) 現行の行動計画を有しまたかつて個別の行動計画の準備と履行にくり返し違反したとして掲載された当事者が、適用可能な国際法違反の、子どもの殺害と傷害、学校および/または病院へのくり返される攻撃、学校および/または病院に関係して保護される人に対するくり返される攻撃または攻撃の脅威並びに子どもに対するレイプおよび他の性的暴力を、適切な場合には、停止することを求める。
 - (c) 適用可能な国際法に違反して、武力紛争の状況下で学校および/または病院へのくり返される攻撃、学校および/または病院に関係して保護される人に対するくり返される攻撃または攻撃の脅威を行っている子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付諸資料に記載されたそれらの当事者に対し、かかる違反や虐待を停止するための時間を限った具体的行動計画を遅滞なく準備することを求める。
 - (d) さらに、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付諸資料に記載された全ての当事者に対し、子どもに対して実行された全てのその他の違反および虐待に対処し、これに関連して具体的な約束と措置に着手することを求める。
 - (e) 子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付諸資料に記載された当事者に対し、本項に含まれた規定の実施を、子どもと武力紛争の事務総長特別代表並びに監視と報告に関する国際連合国家レベル・タスク・フォースと密接に協力して実施することを促す。
- 7. この文脈において、加盟国に対し、監視と報告に関する国際連合国家レベル・タスク・フォースおよび国際連合国別現地チームと密接に協議して、時間を限った行動計画の策定と実施、並びに武力紛争における子どもの保護に関連した、義務と約束の国際連合国家レベル・タスク・フォースによる再検討および監視を促進する方法を考案することを奨励する。
- 8. 監視と報告に関する国際連合国家レベル・タスク・フォースに対し、関係政府により提供された関連情報をその報告書に含めることを考慮することおよび制度により収集され伝えられた情報が正確で、客観的で、信頼できかつ立証可能であることを確保することを招請する。

- 9. 子どもと武力紛争に関する安保理決議の尊重を保障する安保理の決意をくり返し表明し、これに関連して、
 - (a) 安保理決議 1612 (2005) の第8項で要請された、子どもと武力紛争に関する作業部会の持続する活動および勧告を歓迎し、また作業部会が定期的に安全保障理事会に報告を続けることを招請する。
 - (b) 特定の当事者が、子どもに対する違反および虐待を行うことに固執していることに深い懸念を表明し、安保理決議 1539 (2004)、1612 (2005) および 1882 (2009) の関連規定を考慮しつつ、執拗な犯罪者に対する対象を特定した且つ段階に分けた措置を採択する安保理の用意を表明する。
 - (c) 作業部会と関連する安全保障理事会制裁委員会との間での、武力紛争下における子どもに対して行われた違反および虐待に関する要を得た情報交換を含む、より促進された連絡を要請する。
 - (d) 安保理の関連する制裁委員会に対し、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表を、制裁委員会の活動に関連するであろう事務総長特別代表の職務権限に関係する具体的な情報について制裁委員会に、説明するために招請しまた制裁委員会が子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の関連する勧告を念頭に置くことを奨励し続けることを奨励し、また事務総長特別代表に対し、事務総長報告書に含まれる具体的な情報を、関連する制裁委員会専門家グループと共有することを奨励する。
 - (e) 関連する制裁制度の職務権限を制定し、修正しまたは更新する際に、武力紛争下の子どもの権利 と保護に関する適用可能な国際法違反の活動に従事している武力紛争の当事者に関係する条項を 含むことを考慮する安保理の意図を表明する。
- 10. そうすることを望んでいる加盟国に対し、子どもと武力紛争に関する安保理決議の履行に関して安全保障理事会に関連する情報を通報し続けることを奨励する。
- 11. 関係する加盟国に対し、武力紛争下の子どもに対して行われた違反および虐待の執拗な犯罪者に対して断固たる且つ即時の行動を取ることを求め、また、子どもの勧誘と使用、殺害並びに傷害、レイプおよびその他の性的暴力、学校および/または病院への攻撃、学校および/または病院に関係して保護される人に対する攻撃または攻撃の脅威を含む、適用可能な国際法の下で禁止されているそのような違反に対し責任を有する者を、国の裁判制度、そして適用可能な場合には、国際的な裁判制度および混合刑事裁判所並びに法廷を通して、子どもに対する犯罪を行った者に対する刑事責任の免除を終わらせる目的で、訴追することを関係する加盟国に対し更に求める。
- 12. 子どもと武力紛争に関する安全保障理事会決議の効果的フォローアップを保障し、子どもと武力紛争の事務総長特別代表と緊密な協力をもって事務総長に進展を監視し且つ報告し、また子どもと武力紛争に関連した問題に調和のとれた対応を保障する、各々の職務権限に一致した、監視と報告に関する国際連合国家レベル・タスク・フォースと国際連合国別現地チームの責任を強調する。
- 13. 国家特定状況に関する全ての事務総長報告書に、子どもと武力紛争の問題が報告の具体的内容として含まれることを確保するという事務総長への安保理の要請をくり返し表明し、また、安保理の議題としてそれらの状況を審議する際、関連する安全保障理事会決議並びに子どもと武力紛争作業部会の勧告の履行を含む、そこに規定された情報に安保理の完全な注意が向けられる安保理の意図を表明す

- 14. 国際連合の全ての関連する平和維持活動、平和構築活動および政治ミッションの職務権限に子どもの保護のための具体的な規定を含み、そのようなミッションに子ども保護アドバイザーの展開を奨励し、また事務総長に対し、そのようなアドバイザーが、安保理の関連する国を特定した決議と武力紛争による子どもの権利保護と福祉の主流化に関する平和維持活動局(DPKO)政策指示に一致して勧誘され且つ展開されることを確保することを求めることを継続する安保理の決定を再確認する。
- 15. 加盟国、国際連合平和維持活動、平和構築活動および政治ミッション並びに国際連合国別現地チームが、それぞれの職務権限内で且つ関係国の政府と緊密な協力をもって、とりわけ国境を超える問題に関し、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の関連結論および安保理決議 1612 (2005)の第2項(d)を念頭に置き、子どもの保護の問題に関する情報交換並びに協力のための適切な戦略および調整手続を設立することを要請する。
- 16. 監視と報告に関する国家タスク・フォースにより達成された進展を歓迎し、適切な能力をもって強化された監視と報告の手続が、安保理決議 1612 (2005) と 1882 (2009) に従った、事務総長の勧告および子どもと武力紛争の作業部会の結論の適切なフォローアップを確保するために必要であることを強調する。
- 17. 事務総長に対し、適切な場合には、監視と報告の手続がその十分な能力をもたらすことを含む、必要な措置を講じること、子どもに対して行われた全ての違反と虐待に対する迅速な政策提言と効果的な対応を考慮に入れること、また手続により収集されまた通報された情報が正確で、客観的で、信頼できかつ立証可能であることを確保することを続けることを要請する。
- 18. ユニセフおよび国際労働機関を含むその他の子どもの保護関係者によって認められた模範例の上に 構築された、効果的な子どものための武装解除・動員解除・再統合プログラムは、適用される国際法 に違反して軍隊や武装集団によって勧誘または使用された全ての子どもたちの幸福にとって重要で あり、また恒久的な平和および安全保障のための重要な要素であることを強調し、またかかる共同体 を基盤としたプログラムが時機にかなった持続的且つ適切な資源と資金が受けられることを確実に することを、国の政府および援助者に促す。
- 19. 加盟国、平和構築委員会およびその他の関係当事者を含む国際連合関連機関に対し、武力紛争によって影響を受けた子どもたちの保護、権利、幸福および能力の強化が、全ての平和過程に統合されること、並びに紛争後の復興と再構築計画、プログラムおよび戦略が、武力紛争によって影響を受けた子どもたちに関する問題を優先的に扱うことを保障することを求める。
- 20. 子どもと武力紛争のための特別代表を、見解の交換を可能にするため、安全保障理事会に子どもと 武力紛争に関する事務総長の定期的報告書の添付書類に当事者を含むことの様式性についての説明 のため招請する。

- 21. 子どもと武力紛争に関する安保理作業部会に対し、子どもと武力紛争のための特別代表の支援を得て、1年以内に、武力紛争下において子どもに対して行われた違反および虐待の執拗な犯罪者への圧力を増すための幅の広い選択肢を考慮することを指示する。
- 22. 事務総長に対し、2012 年 6 月までに、本決議を含む子どもと武力紛争に関する安保理決議および 議長声明の実施に関し、以下のことを含む報告書を提出することを要請する。特に、
 - (a) 決議 1882 (2009) の第 19 項(a)および本決議第 3 項に従い、安全保障理事会の議事日程にある 武力紛争の状況またはその他の状況にある当事者の添付された一覧表。
 - (b) 武力紛争下において子どもたちに行われた全ての違反および虐待に終止符を打つために、添付資料に記載された当事者によって取られた措置に関する情報。
 - (c) 安保理決議 1612 (2005) で設立された監視と報告手続の実施で為された進展に関する情報。
 - (d) 2011 年末までに開催される予定の非公式会合中に、作業部会のメンバー全てが表明する見解を 念頭に入れた、本決議第3項に従った、事務総長の定期的報告書の添付諸資料に掲載あるいはそれ から削除する武力紛争の当事者に用いられた当事者選定基準および手続きに関する情報。
- 23. この問題に積極的に引き続き取り組むことを決定する。